岩手県立大学盛岡短期大学部ひめかみ寮管理運営業務委託契約書（案）

公立大学法人岩手県立大学（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、ひめかみ寮管理運営業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第１条　乙は、この契約に定めるもののほか、別添業務仕様書に従い誠実に実施するものとする。

（履行場所）

第２条　乙が委託業務を履行する場所は、岩手県立大学盛岡短期大学部ひめかみ寮（所在地：盛岡市中野一丁目 20-11）とする。

（履行期限）

第３条　履行期限は平成 29 年 4 月 1 日の着手から平成 35 年 3 月 31 日の完了までとする。

（委託料の額）

第４条　甲が乙に支払う委託料の 6 年間の総額は、金　　円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　金　　円）とする。

２　委託料の年額は、第１項に定める委託料の 6 分の 1 に相当する額　金　　円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　金　　円）とする。

（契約保証金）

第５条　契約保証金は、金　　円とする。

（権利義務の譲渡等）

第６条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第７条　乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（業務内容の変更、中止等）

第８条　甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の全部若しくは一部の実施を一時中止させることができる。この場合において、履行期限又は委託料を変更する必要があると認めるときは、変更箇所の設計等に基づき、甲、乙協議してこれを定める。

２　甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害額は、甲、乙協議して定める。

（履行期限の延長）

第９条　乙は、天災等その責に帰することができない理由により履行期限内に委託業務を完了することができないときは、甲に対して速やかに書面によりその理由を付して履行期限の延長を申し出ることができる。この場合における延長日数は、甲、乙協議して定める。

（損害の負担等）

第 10 条　委託業務の実施に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じた場合については、この限りでない。

（完了報告及び完了確認等）

第 11 条　乙は、各月の委託業務が完了したときは、速やかに委託業務完了報告書（様式第 1 号）を甲に提出しなければならない。

２　甲は、前項に規定する報告書を受理したときは、当該書類を審査し、受理した日から起算して 10 日以内に必要に応じて実地調査を行うなどして委託業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

３　乙は、前項の検査に適合しなかったときは、甲の指示に従い、直ちにこの契約に適合させるための措置をとらなければならない。この場合においては、当該措置の完了を委託業務の完了とみなして前項の規定を準用する。

（委託料の支払）

第 12 条　乙は、前条第 2 項の検査に合格したときは、毎月、請求書（様式第 2 号）により次のとおり甲に委託料の支払いを請求できるものとする。

平成 29 年 4 月から平成 35 年 3 月実施分　　月額　　円

２　甲は、前項に規定する請求書を受理したときは、業務完了日の属する月の翌月末日（当該日が金融機関の休業日に当たる場合にはその直前の営業日）（以下「約定期間」という。）までに乙に委託料を支払わなければならない。

３　甲が、その責に帰すべき理由により前条第 2 項に規定する期間内に同項の検査をしないときは、その期間を経過した日から検査をした日までの期間の日数（以下「遅延日数」という。）は、約定期間から差し引くものとする。この場合において、当該遅延日数が約定期間を越えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間を越えた日において満了したものとみなす。

４　甲は、自己の責めに帰すべき理由により約定期間内に委託料を支払わない場合には、乙に対して、遅延日数に応じ、支払遅延委託料につき年 2.8 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

（瑕疵担保）

第 13 条　乙が委託業務を履行したことに伴い、瑕疵が発見された場合には、甲は乙に対して相当の期間を定めて、その瑕疵の補修を請求し、又は補修に代え、若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。

２　前項の規定による瑕疵の補修又は損害の賠償請求は、委託業務の完了を確認した日から 1 年以内にこれを行わなければならない。ただし、当該瑕疵が乙の故意又は重大な過失により生じた場合は、賠償請求をすることができる期間を 5 年とする。

（履行遅延による損害金等）

第 14 条　乙が、その責に帰すべき理由により履行期限（第 9 条の規定に基づく変更後の履行期限を含む。以下同じ）までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限経過後相当の期間内に完了する見込みのあるものと認めるときは、甲は乙から損害金を徴収して履行期限を延長することができる。

２　前項の損害金の額は、委託料の額に対して遅延日数に応じ年 2.8 パーセントの割合で計算した額とする。

（甲の契約解除権）

第15条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（1）乙の責めに帰すべき理由により、履行期限内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき

（2）正当な理由がなく、着手期限を過ぎても委託業務に着手しないとき

（3）前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したため、契約の目的を達することができないと認めるとき

（4）第19条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき

（5）乙が次のいずれかに該当する場合

ア　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは物品の製造の請負又は買入れ契約を締結する権限をもつ事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（6）変更契約の協議に応じないとき

2　甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、必要と認めるときは、委託業務の既成部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分に相当する委託料を乙に支払うことができる。

3　第1項の規定により契約が解除された場合においては、乙は委託料の100分の5に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第16条　甲は、委託業務が完了していない間は、前条第1項に規定する場合のほか、必要があるときはこの契約を解除することができる。

2　第8条第2項並びに前条第2項及び第3項（利息に関する部分を除く）の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

（乙の契約解除権）

第17条　乙は、次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（1）第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託料が当初の委託料の3分の1となるとき

（2）第8条第1項の規定による委託業務の中止期間が、履行期間の10分の5の期間を越えたとき

ただし、中止が委託業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき

（3）甲が、契約に違反したため、委託業務を完了することが不可能となったとき

2　前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

（不当介入に対する措置）
第 18 条　乙は、この契約履行に当たって、暴力団等による不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は甲に報告するとともに、警察に通報しなければならない。
（調査等）
第 19 条　甲は、必要があると認めたときは、乙の委託業務の処理状況について調査し、若しくは乙に報告を求めることができる。
（秘密の保持）
第 20 条　乙は、委託業務の履行に当たって知り得た情報を他人に漏らし、若しくは委託業務に関する記録を他人に閲覧させ、又は譲渡してはならない。
（書類の保管）
第 21 条　この委託業務に関係する書類は、履行期限から原則として 5 年間（別途法令等で定められている書類はその規定による期間）その書類を甲、乙ともに保管するものとする。
（補則）
第 22 条　この契約について、疑義が生じたとき、若しくはこの契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、それぞれ各 1 通を保有するものとする。

平成　年　月　日

甲　岩手県滝沢市巣子１５２－５２
公立大学法人岩手県立大学
理事長　　高前田　寿　幸

乙

（様式第１号）

平成　　年　　月　　日

公立大学法人岩手県立大学理事長　様

（受託者）住　所

氏　名　　印

完　了　報　告　書

平成　　年　　月分の次の業務を完了したので、報告します。

委託業務名	岩手県立大学盛岡短期大学部ひめかみ寮管理運営業務
履行場所	岩手県立大学盛岡短期大学部ひめかみ寮 岩手県盛岡市中野一丁目 20-11
今回完了 委託期間	平成　　年　　月　　日　から　平成　　年　　月　　日　まで
契約年月日	平成　　年　　月　　日

（様式第1号）

平成　　年　　月　　日

公立大学法人岩手県立大学理事長　様

（受託者）住　所

氏　名　　印

請　　求　　書

平成　　年　　月分の岩手県立大学ひめかみ寮管理運営業務委託料を下記のとおり請求します。

記

請求金額　　円

振込先　　銀行　　支店

普通・当座　№